供給事業ポイントサービス要綱

(総則)

第1条 このポイントサービス要綱は、大阪いずみ市民生活協同組合(以下「生協」という。)が、生協の供給事業及びその附帯事業(以下「供給事業等」という。)をご利用いただいた組合員に対して、組合員のご利用時の楽しみを提供し、供給促進をはかることを目的として実施するポイントサービス(以下「本サービス」という。)について定めたものです。

(ポイント付与)

- 第2条 生協は、組合員が供給事業等をご利用いただいた利用金額に応じて、当該の組合員にポイントを付与します。本サービスのポイント付与対象となるご利用商品等の範囲および1ポイント付与するに必要な単位金額、ポイント付与の基準日等は、生協が指定し、生協のホームページでの掲載等、生協所定の方法により組合員に告知します。
- 2 生協は、前項のポイントとは別に所定のポイントを付与することがあります。
- 3 付与されるポイントは、お買上内容・お買上日時により異なります。詳しくはお買上される事業 所又は組合員サービスセンター(電話番号 0120-031-001)にお尋ねください。
- 4 事務処理上の誤りを訂正するために、生協はポイント付与の訂正を行う場合があります。この場合のポイント付与の基準日は訂正処理入力日とします。
- 5 ポイント付与対象のご利用商品等の返品をお受けした場合、生協が指定する「ポイントマイナス 対象商品」について、ポイントを減算します。
- 6 店舗でお支払の際、コープ・ポイントカードのご提示がない場合、原則としてポイントを付与できないものとします。
- 7 店舗のコープ・ポイントカードのうち、合算対象ご登録のコープ・ポイントカードによるご利用 と宅配事業ご利用により付与されるポイントは、合算して記録されるものとします。なお、複数の コープ・ポイントカードのポイントを合算することはできません。

(ポイント付与除外条件)

第3条 以下の商品、役務等はポイント付与の対象となりません。個人別配送登録手数料、募金、出資金、収納手数料、遅延損害金、いずみ~る会費、保険掛金、商品券、ギフトカード、タバコ、切手、はがき、収入印紙、各種チケット、行政指定ゴミ袋、宅配運賃、店頭販売、自動販売機、委託催事、コピー機、テナント、移動販売車でのご利用、夕食宅配でのご利用、その他生協が指定するご利用商品等。

(ポイント確認)

第4条 ポイントの組合員への直近の付与数及び保有残数は、組合員サービスセンター(フリーダイヤル)で組合員が確認できます。また、組合員別告知帳票「個人別メッセージカード(みみより)」、 店舗レシートに記載する方法、生協のインターネットホームページ(コープ・マイページ)で通知します。 (ポイントの有効期限)

- 第5条 未使用ポイントは、ポイント付与した事業年度の翌年度3月最終企画回ご利用分(宅配事業) まで有効です。
- 2 店舗事業では、前項の最終期日(店頭等にて告知いたします)のご利用分まで有効です。

(ポイントの失効)

第6条 組合員が生協を脱退した場合には、脱退入力日付をもって、組合員が保有するポイントは失効し、その他本サービスの利用に関する一切の権利を失います。また、脱退にともなって生協に対して本サービスに関する一切の請求権も取得しないものとします。

(ポイントの使用)

- 第7条 生協が定める方法により、原則として組合員のポイント使用の申し出によって、保有するポイントを、1ポイントにつき1円で、コープ・ポイントカード取扱店舗(テナント除く)でのお支払時、組合員の供給未収金の全部または一部との相殺、または、生協の指定する募金預り金への振替により、それぞれの支払いに利用することができます。なお、「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」に定める受注停止、または宅配事業等の配送コース登録の取り消しを行なった組合員は宅配事業でポイントを使用することはできません。
- 2 ポイントは、「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」に定める受注停止後の滞納金および遅延損害金等の支払いに利用することはできません。
- 3 ポイントは、生協への出資金増資、いずみ~る会費、保険掛金、提携先企業の代行収納代金の支払い、その他生協が指定する代金支払いに利用することはできません。
- 4 ポイントの使用日は、次の通りとします。

(宅配事業)請求明細書兼請求書により使用通知を行う日

(店舗事業) ご利用代金のお支払いに利用した日

(宅配事業等利用休止中の取り扱い)

第8条 組合員の宅配事業等の注文書発行停止手続き、宅配事業等の配送コース登録の取り消しを行なった場合においても、ポイントは引き続き保有され、店舗事業ではポイントの使用ができます。 再度、注文書発行手続き、宅配事業等の配送コース登録手続きを行った場合、宅配事業等でのポイント使用ができます。

(店舗事業でポイントの付与・使用ができないとき)

- 第9条 次の場合、店舗でのポイントの付与および使用ができない場合があります。あらかじめご了 承下さい。
- (1) コープ・ポイントカードが破損しているとき
- (2) ご利用のレジ端末等が故障しているとき
- (3) 停電、システム障害による故障、その他やむをえない事由があるとき
- 2 前項によって、ポイントの付与および使用ができない場合において組合員に生じた損害について

生協は一切の責任を負いません。

(有効期限時の取扱)

第10条 生協はポイントの有効期限の告知を組合員に行い、ポイントの使用の促進を行います。生協は事業年度末を含む月の代金請求締切日(3月25日)までに使用されない失効予定ポイントについて、宅配事業等の注文書発行登録組合員にかぎり、その時点での組合員の供給未収金の残高にかかわらず、供給未収金との相殺による使用申請があったものとして取り扱います。

(ポイントの取消)

- 第11条 生協は、以下の各号の一に該当する場合、組合員に付与したポイントの一部または全部を 過去に遡り、取り消すことができます。また、取り消されたポイントに対して生協は何らの補償も 行わずまた一切の責任を負いません。
 - (1)組合員からの申し出により、ポイント対象ご利用商品等を返品またはキャンセルし、あるいは ポイント対象の募金等活動につき、取り消した場合
 - (2) 組合員が虚偽または不正な手段によってポイントを取得した場合
- (3) 生協の過誤によりポイントが付与された場合
- (4) 組合員が本規約に違反した場合
- (5) その他、生協がポイントを取り消すことが適当と認めた場合
- 2 前項において、ポイント残高が不足している場合は、ポイントのマイナス相当分を現金にて精算 させていただく場合があります。

(ポイントの譲渡等禁止)

第12条 組合員は、保有するポイントを他の組合員との間で、共有、合算、贈与、賃貸、相続、質 入れおよび譲渡することはできないものとします。

(換金の不可)

第13条 組合員は、いかなる場合においてもポイントを換金することはできないものとします。

(コープ・ポイントカードの貸与及び管理)

- 第14条 生協は、組合員(または家族)に対し、コープ・ポイントカードを貸与します。組合員はコープ・ポイントカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2 コープ・ポイントカードは署名を行った本人以外は使用できません。
- 3 コープ・ポイントカードの所有権は生協にあります。組合員は善良なる管理者の注意をもってコープ・ポイントカードを使用し、管理しなければなりません。また、組合員は他人に対し、コープ・ポイントカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。
- 4 生協を脱退する場合は、コープ・ポイントカードを生協に返却しなくてはなりません。

(コープ・ポイントカードの再発行)

- 第15条 生協は、コープ・ポイントカードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由により組合員が希望した場合、コープ・ポイントカードを再発行します。この場合、組合員は自己に貸与されたコープ・ポイントカードの再発行について生協指定の再発行手数料を支払うものとします。再発行手数料は生協が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はコープ・ポイントカードを再発行しない場合があります。
- 2 生協は業務上必要と判断した場合、コープ・ポイントカードのカード番号と組合員コードの紐づけを変更できるものとします。
- 3 コープ・ポイントカードの紛失等に伴い、紛失したコープ・ポイントカードのカード番号と組合 員コードの紐づけを特定できず、ポイントを完全に復旧させることができない場合について、生協 は責任を負いません。

(要綱の改定)

- 第16条 生協は、本要綱の一部又は全部をいつでも改定できます。この場合生協は、ホームページ での掲載等、生協所定の方法により組合員に告知します。生協のホームページ (http://www.izumi.coop/index.html) をご確認ください。
- 2 生協はいつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。その結果組合員に損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。

(免責事項)

第17条 ポイント数に関するデータが災害その他のやむをえない事情によって消失した場合、又は 当該データに異常が生じた場合には、生協は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。 それにも関わらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害につい ては、生協に故意又は重大な過失がある場合を除き、生協は一切の責を負いません。

(改廃)

第18条 この要綱の改廃は、常勤役員会の議を経て、経理担当役員が行います。

附則

- この要綱は、2012年4月1日から施行します。
- 2014年 2月21日、一部改定施行。(有効期限を訂正)
- 2016年 8月22日、一部改定施行。(宅配事業・カタログ通販事業ポイントサービス要綱を改称 し、店舗事業のポイント制度を統合)